

公 告

次のとおり、条件付一般競争入札を行います。

令和7年 5月 2日

収支等命令者

佐賀県工業技術センター所長 川口 比呂志

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 ドラフトチャンバー本体（排気ファンを含む） 1台
乾式スクラバー 1台
- (2) 入札条件等 入札条件書のとおり
- (3) 納品期限 令和 7年 11月 28日（金曜日）
- (4) 納品場所 佐賀市鍋島町八戸溝 114
佐賀県工業技術センター

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札参加資格確認申請書提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- 力 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入の上、持参して提出すること。

ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（新館2階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujiimu@pref.saga.lg.jp

イ 申請書様式の入手先

アの部局又は佐賀県ホームページ

(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00326503/index.html>)

(2) (1)については、令和6年6月3日（火曜日）までに申請書を提出し、競争入札参加資格の確認を受けること。

4 入札参加者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者は、応札しようとしている物品についてカタログ・応札仕様書等添付の上、5の(1)の場所へ「応札物品承認申請書」を令和7年6月6日（金曜日）までに提出し承認を得ること。

また、入札参加資格確認申請書及び営業概要書を令和7年6月6日（金曜日）までに、5の(1)の場所へ持参又は郵送すること。提出された資料を審査の上、入札に参加する資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、審査の結果は、令和7年6月13日（金曜日）までに通知する。

5 入札日時及び入札場所等

(1) 問い合わせ先

佐賀県工業技術センター

郵便番号 849-0932

佐賀市鍋島町八戸溝114

電話番号 0952-30-8161

電子メールアドレス kougyougi.jutsusenta@pref.saga.lg.jp

(2) 入札書の提出場所等

(4)の場所に入札者が直接持参、又は郵送すること。郵送の場合は書留郵便とし、令和7年6月19日（木曜日）業務終了時間17時15分必着とする。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封しない。

また、「令和7年度 入札書在中」と朱書きすること。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和 7 年 6 月 20 日（金曜日）10 時 00 分 佐賀県工業技術センター
本館 1 階 技術研修室

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 103 条第 3 項第 2 号及び第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条により無効と認められるものを提出した者

ク 1 人で 2 以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 入札金額が、入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がないときは、直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。

(6) 提出書類

ア 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

イ 提出された書類は返却しない。